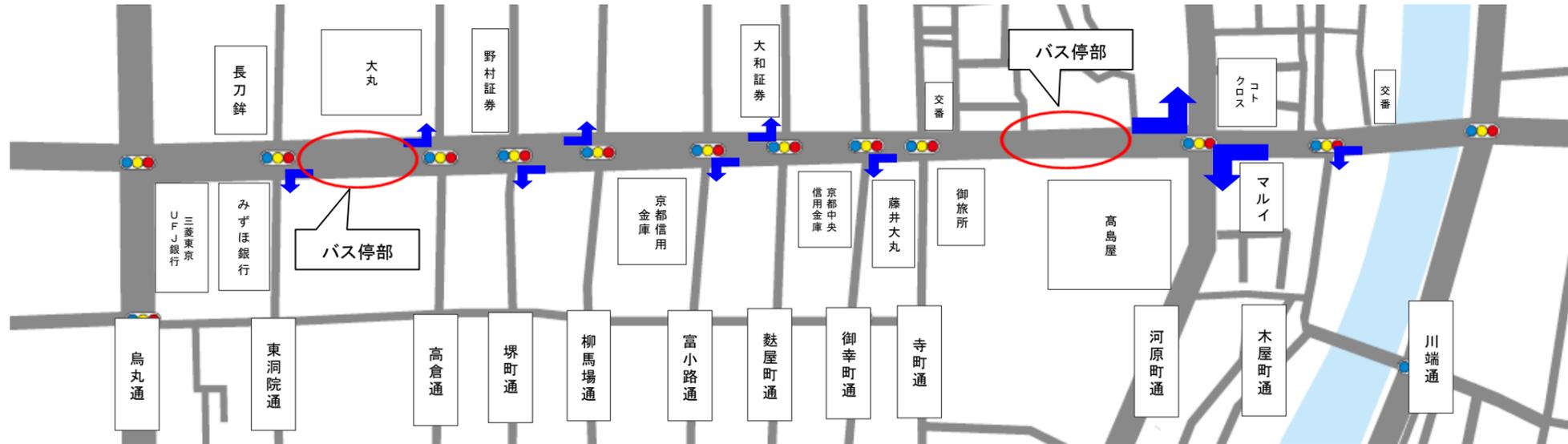


資料 6

沿道アクセススペースの検討について

沿道アクセススペースの検討

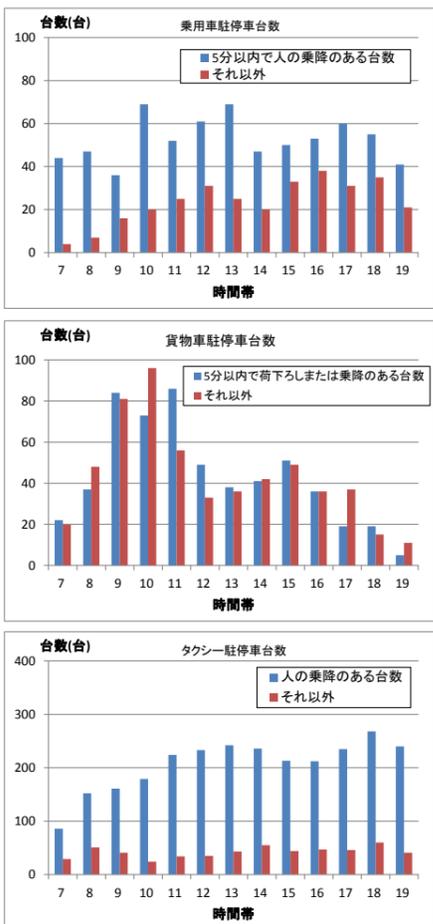
1 前提条件の整理



【沿道アクセススペースの検討の前提条件】

- (1) バス停留所
バス停については、東洞院通～高倉通間と寺町通～河原町通間の2箇所に集約する。
 - (2) 交差点
四条烏丸、四条川端の交差点周辺の道路構造は、現状と大きく変更しない。
四条通から細街路・河原町通への左折車両が、四条を通行する他の交通に影響を与えないようにする。なお、現状において、当該区間の四条通から細街路・河原町通へは右折禁止である。
- 上記(1)(2)の支障とならない箇所に沿道アクセススペースを配置する。

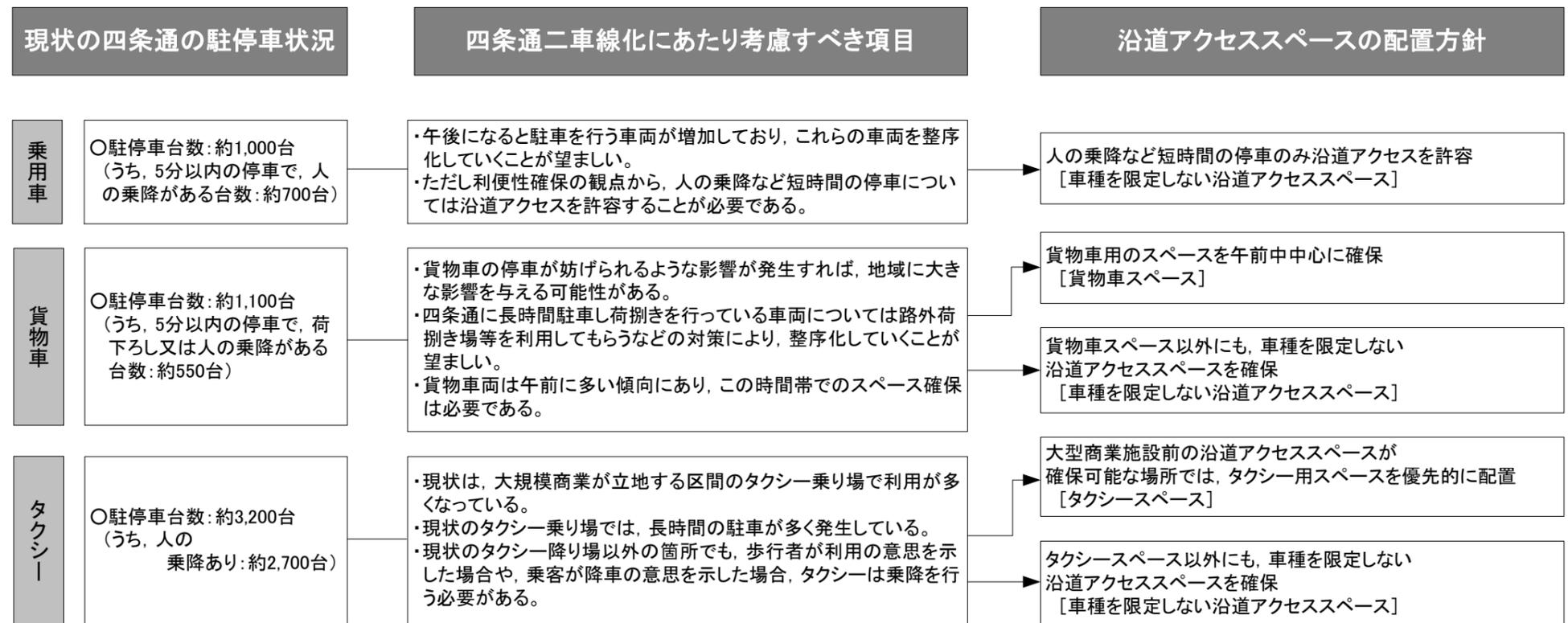
＜参考＞各車種の駐停車時間



※平成 24 年 3 月 22 日 (木) 調査結果

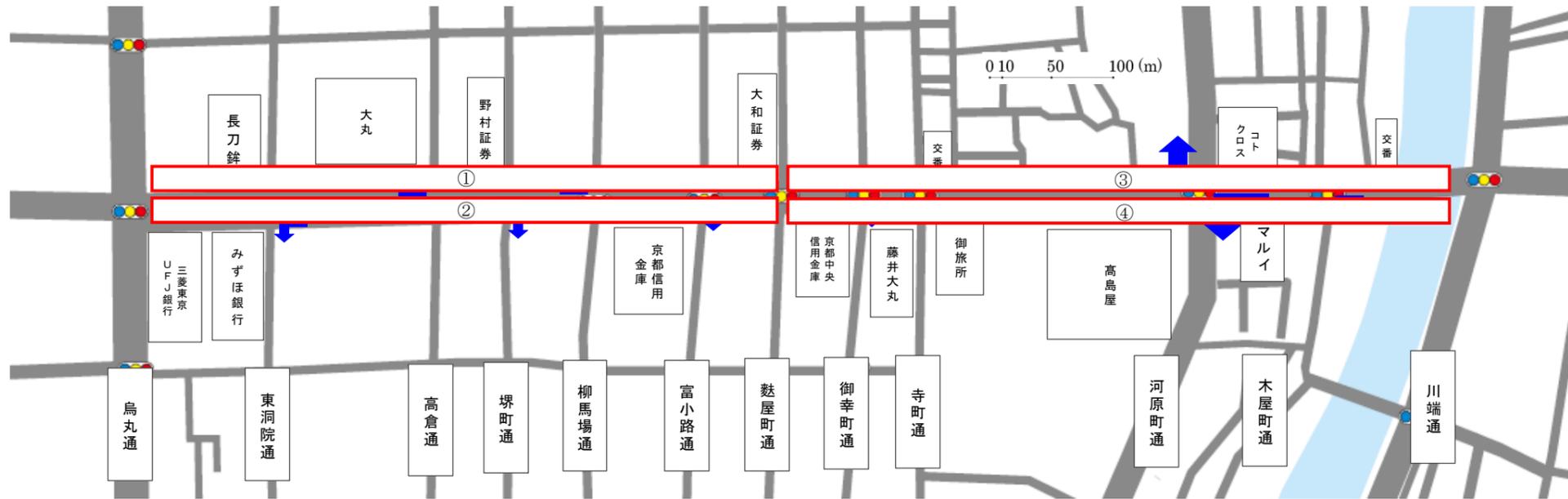
2 沿道アクセススペースの設置方針の決定

- 第1回沿道協議会における協議内容や調査データを踏まえ、沿道アクセススペースの配置方針を以下のように設定した。



沿道アクセススペースの検討

3 沿道アクセススペース配置案



【沿道アクセススペースの配置案】

対象区間	烏丸通～ 麩屋町通間	麩屋町通～ 四条大橋間	烏丸通～ 四条大橋間
区間番号(北側)	①	③	合計
タクシースペース	3台		3台
貨物車スペース	2台	4台	6台
(上段:午前, 下段:午後)	1台	2台	3台
車種を限定しない沿道アクセススペース	5台	4台	9台
(上段:午前, 下段:午後)	6台	6台	12台
合計台数	10台	8台	18台
区間番号(南側)	②	④	合計
タクシースペース		4台	4台
貨物車スペース	2台	3台	5台
(上段:午前, 下段:午後)	2台	1台	3台
車種を限定しない沿道アクセススペース	5台	3台	8台
(上段:午前, 下段:午後)	5台	5台	10台
合計台数	7台	10台	17台

【沿道アクセススペースの設定条件】

四条通の沿道アクセスを許容する 乗用車・貨物車・タクシーの条件
(1) 対象車両 【乗用車】 ・5分以内の停車で、人の乗降がある車両 【貨物車】 ・5分以内の停車で、荷下ろし又は人の乗降がある車両 【タクシー】 ①現況でタクシー乗り場が設置されている箇所 ・人の乗降がある車両 ②現況でタクシー乗り場が設置されていない箇所 ・5分以内の停車で、人の乗降がある車両
(2) 検討時間帯の設定 【午前】 ・検討対象貨物車の台数が最大となる時間帯 【午後】 ・各検討対象車両の合計値が最大となる時間帯